

令和2年11月2日 公告

案件名称：深江抽水所 No.5 雨水ポンプ設備工事（その1 - 1）

特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 P.14 第5章 本工事の概要 第20条	第20条 本工事で撤去する西三荘抽水所吐出ゲートについては、事前調査としてPCB含有試験を実施し、監督職員に書面で調査の結果を報告する。検体数は1個所とする。なお、調査の結果、含有が確認された場合は、監督職員に報告し対策について協議を行う。	第20条 条文削除

第20条 工事で撤去する西三荘抽水所吐出ゲートについては、事前調査としてPCB含有試験を実施し、監督職員に書面で調査の結果を報告する。検体数は1個所とする。なお、調査の結果、含有が確認された場合は、監督職員に報告し対策について協議を行う。

第6章 雨水ポンプ設備工

第21条 本工事で製作するNo.5雨水ポンプの仕様は、次のとおりとする。

1	型式	立軸斜流ポンプ(1床式・型高流速標準比速度)
2	口径	900mm
3	吐出量	150 m ³ /min
4	全揚程	7.4m以上
5	ポンプ効率	82.0%以上(減速機効率含む)
6	台数	1台

第22条 No.5雨水ポンプの構造概要は、次のとおりとする。

1 一般事項

(1) 一般構造概要及び製作条件は、下-2-4-1-1-1~3並びに下2-4-1-2-4,5に準じる。
なお、次の項目は、読み替え又は削除する。

ア 下-2-4-1-1-3(2)キは、削除する。

イ 下-2-4-1-1-3(2)ケは、「軸封部は、注水式メカニカルシール方式とする。また摩耗した際は減速機、原動機を取り取り外すことなく、メカニカルシールを取り替えられる構造とする。」に読み替える。

ウ 下-2-4-1-1-3(2)コは、「軸封部は、ドレン受けを設けて排水できる構造とする。」に読み替える。

エ 下-2-4-1-2-5(7)は、削除する。

オ 下-2-4-1-2-5(9)アは、「羽根車に生じるスラスト荷重は、ポンプまたは減速機部で受けるものとする。なお、ラジアル荷重は、水中軸受で受けるものとする。」に読み替える。

(2) 水中軸受は、カットレスゴム軸受とし、外部注水とする。

(3) 潤滑油は可燃性液体類(引火点250以上)とする。

(4) ポンプと減速機(架台を含む)を合せた運転荷重は、154kN以下とする。

第23条 雨水ポンプの付属品は、下-2-4-1-1-4、下-2-4-1-1-5-(1)(2)、7に準じる。なお、次の項目は、読み替え又は追記する。

1 下-2-4-1-1-4に、「圧力伝送器取付用元弁及びドレン弁……1個」を追加する。

2 下-2-4-1-1-5-(1)「吸込及び吐出管締切ふた」を「吸込管締切ふた」に読替える。

第24条 No.5雨水ポンプの運転水位は、次のとおりとする。

1 内水位

(1) ポンプ運転最低水位 OP-0.700m

(2) ポンプ井 HWL OP-0.679m

2 外水位(平野川分水路)

第20条 条文削除

第6章 雨水ポンプ設備工

第21条 本工事で製作する No. 5 雨水ポンプの仕様は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 型式 | 立軸斜流ポンプ(1床式・型高流速標準比速度) |
| 2 | 口径 | 900mm |
| 3 | 吐出量 | 150 m ³ /min |
| 4 | 全揚程 | 7.4m以上 |
| 5 | ポンプ効率 | 82.0%以上(減速機効率含む) |
| 6 | 台数 | 1台 |

第22条 No. 5 雨水ポンプの構造概要は、次のとおりとする。

1 一般事項

- (1) 一般構造概要及び製作条件は、下-2-4-1-1-1~3並びに下2-4-1-2-4,5に準じる。
なお、次の項目は、読み替え又は削除する。

ア 下-2-4-1-1-3(2)キは、削除する。

イ 下-2-4-1-1-3(2)ケは、「軸封部は、注水式メカニカルシール方式とする。また摩
耗した際は減速機、原動機を取り取り外すことなく、メカニカルシールを取り替えら
れる構造とする。」に読み替える。

ウ 下-2-4-1-1-3(2)コは、「軸封部は、ドレン受けを設けて排水できる構造とする。」
に読み替える。

エ 下-2-4-1-2-5(7)は、削除する。

オ 下-2-4-1-2-5(9)アは、「羽根車に生じるスラスト荷重は、ポンプまたは減速機部
で受けるものとする。なお、ラジアル荷重は、水中軸受で受けるものとする。」に読み
替える。

- (2) 水中軸受は、カットレスゴム軸受とし、外部注水とする。

- (3) 潤滑油は可燃性液体類(引火点 250 以上)とする。

- (4) ポンプと減速機(架台を含む)を合せた運転荷重は、154kN以下とする。

第23条 雨水ポンプの付属品は、下-2-4-1-1-4、下-2-4-1-1-5-(1)(2)、7に準じる。なお、次
の項目は、読み替え又は追記する。

- 1 下-2-4-1-1-4に、「圧力伝送器取付用元弁及びドレン弁……1個」を追加する。

- 2 下-2-4-1-1-5-(1)「吸込及び吐出管締切ふた」を「吸込管締切ふた」に読替える。

第24条 No. 5 雨水ポンプの運転水位は、次のとおりとする。

1 内水位

- (1) ポンプ運転最低水位 OP-0.700m

- (2) ポンプ井 HWL OP-0.679m

2 外水位(平野川分水路)